

令和2年度 大学教育再生戦略推進費
大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
公募要領

令和2年4月

文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	6. プログラムの実施と評価等	13
(1) 背景	1	(1) 実施体制	13
(2) 目的	1	(2) 評価等	13
2. プログラムについて	2	(3) 成果の発信・普及	13
(1) 申請対象	2	7. 申請書等の提出	14
(2) 選定件数	3	(1) 提出方法	14
(3) 補助期間	3	(2) 留意事項	14
(4) プログラムの規模	3	8. 補助金の交付等	15
3. 申請資格・要件等	4	(1) 補助金の交付	15
(1) 申請者等	4	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	15
(2) 申請可能件数	4	(3) 補助金における不正等への対応 ..	16
(3) 申請資格	4	9. その他	16
(4) 申請要件	6	(1) 学生等の安全確保	16
4. 申請書の作成	7	(2) プログラム情報の公表等	16
(1) 申請書等	7	10. 問合せ先等	17
(2) 指標の設定	11	(1) 問合せ先	17
(3) 資金計画	11	(2) スケジュール	17
(4) その他	12	(別添1：事業一覧)	18
5. 選定方法等	12	(別添2：申請制限対象事業)	19
(1) 審査手順	12	(別添3：経費の使途可能範囲)	20
(2) 委員会による意見	12		

令和2年度 大学教育再生戦略推進費¹
大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
公募要領

1. 背景・目的

(1) 背景

人生100年時代、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、地方創生、一極集中型から遠隔分散型への転換といった劇的な変化の中で、Society5.0時代を担う人材育成に向けては、教育界のみならず、産業界、行政との多面的な連携に基づき、地域社会のニーズを踏まえた質の高い高等教育の確保と高い能力を持った人材育成が今以上に求められると考えられます。

そのためには、人材育成機関としての大学が、地域社会の核となって、地域において何が必要とされているのか、地域に対して何が提供できるのか等の観点についての情報共有と連携を図り、これからの地域に求められる人材を育成することが必要です。

また、地域に求められる人材の育成にあたっては、18歳の伝統的な人材育成ニーズのみならず、高大連携、リカレント教育、共同研究の在り方、まちづくりのシンクタンクとしての機能などの幅広い観点を踏まえることが重要であり、そのためには、地域社会を構成する関係者間での恒常的な連携が求められます。

加えて、高等教育が地域の知の拠点として確立し、学修者一人一人の可能性を最大限伸張することで未来を支える人材を育成する役割を果たすためには、公的な支援だけに依存することなく、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担等の資産マネジメントに関わる取組を速やかに進めていくことができるよう、新しい資金循環メカニズムを構築することが期待されます。

(2) 目的

地域で活躍する人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化、地方への人口集積等の観点からは、地方大学が果たすべき役割には、極めて大きな期待が寄せられています。

大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(以下「プログラム」という。)は、地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や地方公共団体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出

¹ 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、学卒者の地元定着と地域活性化を推進します。

あわせて、プログラムの横展開のためのモデル構築を行います。

2. プログラムについて

(1) 申請対象

学卒者の地元定着と地域活性化を推進するため、地域における複数の大学が、地方公共団体や企業、NPOや民間団体等と協働し、当該地域が養成すべき人材像の分析・検討及び人材育成指標を作成の上、指標に基づく教育改革及び教育プログラムの構築・実施に取り組むプログラムを対象とします。

【用語の定義について】

大学等	国公立の大学，大学院，短期大学，高等専門学校
事業責任大学	プログラムに参加する大学・地方公共団体・企業等の取組の取りまとめを行う事業実施の中心となる大学であり，事業申請の際に申請者となる大学
事業協働機関※ ¹	プログラムに参加し，事業に取り組む大学等及び地方公共団体，企業等
対象地域※ ²	プログラムに参加し，事業に取り組む大学等及び地方公共団体，企業等が立地する，大卒新卒採用人数の充足率が低い地域
参加校	「事業協働機関」として事業に参加する大学等

※1 事業協働機関は、プログラムに関わる機関であれば特段の制限はありません。

(事業協働機関の例)

- ・大学等
- ・専修学校
- ・当該地域の政策を担う地方公共団体
- ・出口（就職先）となる企業
- ・地域活性化に取り組むNPO
- ・農林水産業等の産業団体
- ・商工会議所等の経済団体
- ・金融機関
- ・マスコミ 等

※2 対象地域の範囲は、行政単位のみならず、生活圏や経済圏等の観点や、地域の人口構造の変化、産業構造の違い、大学等の地理的な分布や分野、

規模などについて留意の上、適切に設定してください。

(対象地域の例)

- ・ 都道府県単位
- ・ 都道府県を超えた経済圏・生活圏単位
- ・ 都道府県内の地区ブロック単位
- ・ 大学等が所在する市町村単位

(2) 選定件数

選定件数は以下のとおりとします。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

- ① 事業実施大学 3～5件程度
- ② 事業実施大学（幹事校） 1件

一つの大学が申請できる種別は①②いずれか1つのみとします。

なお、②で申請を行った場合においては、審査の結果により、①で採択される場合があります。

(3) 補助期間

最大5年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

(4) プログラムの規模

補助金基準額（初年度・年間）

- ・ 事業実施大学 58,600 千円
- ・ 事業実施大学（幹事校） 78,000 千円

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、プログラム

における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2／3に、最終年度は当初配分額の1／3に遡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

- ⑥ 補助金の使用が認められるのは、事業責任大学及び参加校のみとします。事業協働機関のうち、事業責任大学及び参加校以外の機関（地方公共団体、企業、専修学校等）には補助金の配分は認められません。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学²及び高等専門学校を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は事業責任大学の設置者、申請者は学長とし、プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

なお、プログラムは、地域の大学が複数参加して実施する取組ですが、申請は事業責任大学が代表して申請することとします（共同申請は認めません）。

③ 申請単位

申請は、大学（大学院、短期大学を含む。以下「大学」という。）を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は1件とします。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、プログラムに申請できません。事業責任大学のみならず、参加校も対象となります。

（組織運営関係）

² 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和 2 年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和元年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添 2 のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和元年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添 2 のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」（平成 30 年度まで）または「指摘事項（法令違反）」（令和元年度から）が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の入学定員超過率（設置する学部の入学者数の和／設置する学部の入学定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表 1 に掲げる平成 29 年度から令和 2 年度の平均入学定員超過率又は令和 2 年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学（表 1 における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部（短期大学、高等専門学校の場合は学科）のうち、下記次の表 1 に掲げる平成 29 年度から令和 2 年度の平均入学定員超過率又は令和 2 年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表 1)

区分	大学				短期 大学	高等 専門 学校
	4,000人以上			4,000人 未満		
大学規模 (収容定員)	4,000人以上				4,000人 未満	短期 大学
学部規模 (入学定員)	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満			
平成29年度 ～令和2年度 平均入学定員 超過率	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和2年度 入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

※ 大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える

(4) 申請要件

プログラムへの申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（i～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。）において申請時に達成しているか、令和5年3月（中間評価実施年度末）までに確実に達成することが申請の要件となります。事業責任大学のみならず、参加校も対象となりますが、vi及びviiの要件を満たしていない場合は、事業期間中に達成するものとしします。

なお、プログラムに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

（教育改革関係）

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。

- iii) CAP 制³の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) 成績評価において、GPA 制度⁴などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」（平成30年度まで）または「指摘事項（是正）」（令和元年度から）が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

4. 申請書の作成

（1）申請書等

以下に掲げる各事項、及び『令和2年度大学教育再生戦略推進費「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」申請書類の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

（事業の全体像）

- 事業責任大学は、地域を志向した大学であることを学則等に位置付けるとともに、地域社会を構成する関係者間での恒常的な連携体制の整備や学内の周知徹底（全学教職員へのFD・SDの徹底など）など、全学的に地域人材を養成するための取組を行うことを明確化していること。
- 当該地域において養成すべき人材像に基づく具体的な育成指標の策定のための体制が具体化されていること。
- 学卒者の地元定着については、4.（2）に定める数値目標を明記するこ

³ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁴ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

と。

(教育改革及び教育プログラム案：事業責任大学のみ)

- 地域が求める人材を養成するための指標に基づく教育改革の構想について、以下①～④を明確に記載すること。
- ① 連携体制において検討を行い、地域が求める人材像と修得すべき能力を記載すること。修得すべき能力は、連携地方公共団体・企業等からのヒアリングやデータ等の把握・分析に基づき、具体的かつ明確にすること。【ニーズ把握・分析と修得能力の明確化】
- ② ①を満たす人材を養成するために構築する教育プログラムは、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会にも資するよう、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものとする。【実践的な能力が身につく体系的な教育課程の編成】
- ③ 構築する教育プログラムの担当教員の計画については、その内容を教授できる経歴・専門分野の教員及び関係企業、団体等の有識者や実務家教員等で構成（採用予定者を含む）すること。
- ④ 授業を担当する教員（実務家教員を含む）全員が、地域のニーズや開発する教育課程の内容を共有し、共通理解を持って教育課程等の開発を推進できるよう、適切な教員体制を構築し、効果的なファカルティ・ディベロップメントを実施すること。【教員体制とFD】

(事業推進体制)

- 事業の推進体制が十分に事業協働機関の間で検討されていること（体制図、事業協働機関内の意思決定プロセス、事業責任大学の権限＝意思決定の最終権限保持）。
 - 事業協働機関での対話の場の設定やコストシェアの考え方（役割分担）を明確にしたうえで、事業協働機関からの支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）の徹底など、事業協働機関が組織的・実質的に協力していること。
 - これまでの地域との連携の実績を発展、充実させた事業であること。
- ※これまで大学への補助金（大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等）で支援した取組について、成果を基に取組内容を発展、充実させた上で、プログラムの一部として取り込むことは可能。

(事業の継続性について)

プログラムの補助期間終了後においても、大学が地域の人材育成機関としての役割を果たすために、地域社会を構成する関係者間での恒常的な連携体制が継続し、公的な支援だけに依存することのない、具体的な資金循環メカニズムの構築に向けた計画書を提出してください。

(大学と地方公共団体との協定について)

プログラムは、地方創生を強力に推進するものとして、総務省と連携して実施するものであることから、雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標を明記した協定書(案)を提出してください。

なお、協定を締結し、総務省が策定する基準に合致した場合は、連携先の地方公共団体には、特別交付税措置がされることとなっています。

※協定とは、大学と地方公共団体が雇用創出・若者定着に係る取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいう。協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標が掲げられていることが必要。

※複数の地方公共団体や大学間で協定を締結することは、差し支えない。

※詳細については、総務省より4月頃公表。

〈問合せ先〉

総務省自治財政局財務調査課企画係

電話：03-5253-5647

(対象地域における地方公共団体の計画への反映について)

プログラムで取り組む内容が対象地域における地方公共団体の政策にも盛り込まれることが分かるように、事業内容が記載された地方公共団体が作成する計画(教育振興基本計画や「都道府県まち・ひと・しごと総合戦略」、「市町村まち・ひと・しごと総合戦略」等)のイメージ案(計画の策定スケジュールのみでも可)を提出してください。

(事業の横展開について：幹事校のみ)

幹事校については、上記の内容に対応する取組に加えて、以下の取組を事業計画に加えてください。

- 採択大学間の連携体制を構築するための連絡会の設置及びプログラムに採択された大学等と地域との連携体制やコストシェアの考え方、地域が求める人材を養成するための指標に基づく教育改革、具体的な教育プログラムの内容及び実施体制や教育成果の広報に関する取組【事業の共有及び広報】

- プログラムに採択された大学等の運営モデルや成果を取りまとめ、事業責任大学や参加校以外の大学等や地域においても適用可能とする事業実施スキームの構築に向けた取組【事業成果の収集及び横展開】

(期待される取組等)

プログラムにおいて期待される取組等を以下に例示しますが、地方創生を先導する大学の改革支援事業として、対象地域の特性や大学等の特色・強み等を生かした独自性の高い取組を期待しており、以下の例に限定されない、それぞれの自由な発想を生かした提案が求められます。

<事業協働機関の連携体制の観点>

- ・ 地域課題の洗い出しや出口となる企業の開拓、事業協働機関との調整、教育プログラムの設計等を円滑かつ迅速に遂行する人材の確保・配置（プログラムディレクターの雇用・配置）
- ・ 地域の発展に向けたビジョン、その中における高等教育の方向性を分析・検討するための、地域の大学と地方公共団体、産業界が一体となった恒常的な連携体制の構築（既存の大学コンソーシアムの発展、地域連携プラットフォームの形成等）
- ・ 事業協働機関の大学間での教育プログラムの相互受講（大学コンソーシアム間の科目等履修、単位互換等）

<教育改革・教育プログラムの観点>

- ・ 教育プログラムの学修成果の可視化（サーティフィケート（学修証明）、学位の授与等）
- ・ 地域のニーズや費用対効果を勘案した適切なプログラムの実施規模の設定（「構築する教育プログラム数×受講者数」が計 50 名以上の事業規模）
- ・ 18 歳の伝統的な人材育成ニーズに限らない、高大連携、リカレント教育などの幅広い観点を踏まえた教育改革及び体系的な教育プログラムの構築（アドバンスドプレイスメント、職業実践力育成プログラム（BP）の単位認定等）

<補助期間終了後の継続制の観点>

- ・ 補助期間終了後においても地域の人材ニーズを踏まえた教育改革のサイクルが継続し、かつ、公的な支援だけに依存することのない、資金循環メカニズムの構築（寄附等による企業からの支援、外部への事業の一部切り分け等）

(2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

- ① 事業責任大学及び事業協働機関全体で、開発する教育プログラムの数と当該教育プログラムの受講者数、及び教育プログラム受講者の地域への定着率に関する具体的な数値目標（〇〇副専攻（定員△△名）の設置、プログラム受講者△△名のうち●●人（□□％）の地域企業への就職 等）
- ② 大学等以外の事業協働機関による事業への満足度を 100%
- ③ プログラムの規模を縮小させることなく、事業協働機関からの追加的支援や外部資金も含めた自己負担比率を高めるための計画

その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

なお、事業計画において設定する数値目標の妥当性については、以下の要素を踏まえながら、その根拠について明記してください。

- ① 対象地域の設定根拠（大卒新卒人数の充足率が低い地域）及び対象地域の大卒新卒人数の充足率改善のための具体的な方策
- ② 対象地域の学卒就職者の出口（就職先）の確保
- ③ 教育プログラム受講者と出口（就職先）とのマッチングに向けた教育プログラム内容の工夫
- ④ 対象地域において求める人材の活躍の場（就労先）を確保するために関係機関が取り組む内容

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術

振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省総合教育政策局に設置する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業選定委員会」（以下「委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『令和2年度大学教育再生戦略推進費「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は9月中旬頃に行う予定です。面接対象となった大学には、委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は10月中旬頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① プログラムについては、令和3年度より設置予定の「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業評価委員会」（以下「プログラム評価委員会」という。）による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和4年度に、事後評価は補助期間終了後の令和7年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム評価委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『令和2年度大学教育再生戦略推進費「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、令和2年7月27日（月）～7月29日（水）の期間内必着で郵送してください。持ち込みによる申請は受け付けられません。

封筒に「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が可能である方法（小包、簡易書留、宅配便等）により余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課連携支援係「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線3709）

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm）を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問と合

わせ、ホームページ等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等
際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、
作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。
また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果
等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生
を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における地方創生を先導する大
学として情報発信に取り組み、高等教育の地域への還元の推進など積極的に取
り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課連携支援係「大学による地方創生人
材教育プログラム構築事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 3709、3286）

(2) スケジュール

公募説明会	令和2年4月27日（月）
公募締切	令和2年7月27日（月）～7月29日（水）
面接審査	令和2年9月中旬頃
選定結果通知	令和2年10月中旬頃（予定）
交付内定	令和2年11月頃（予定）
（事業開始）	

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
— 大学教育再生戦略推進費 —

令和 2 年度予算額 159 億円

■ 世界をリードする教育拠点の形成

○ 卓越大学院プログラム 77 億円

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等

- 知識集約型社会を支える人材育成事業 4 億円
- Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 9 億円
- 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 3 億円
- 持続的な産学共同人材育成システム構築事業 3 億円
- 大学教育再生加速プログラム (AP)「高大接続改革推進事業 (事業終了後の評価)」 1 億円

■ 大学教育のグローバル展開力の強化

- スーパーグローバル大学創成支援事業 33 億円
- 大学の世界展開力強化事業 12 億円
 - 日-EU 戦略的高等教育連携支援 (2 億円)
 - COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援 (2 億円)
 - ロシア、インド等との大学間交流形成支援 (2 億円)
 - アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化 (4 億円)
 - アフリカ諸国との大学間交流形成支援 (1 億円)

■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

- 先進的医療イノベーション人材養成事業 11 億円
 - 保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト (2 億円)
 - 医療データ人材育成拠点形成事業 (2 億円)
 - 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材 (がんプロフェッショナル)」養成プラン (7 億円)
- 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 4 億円
 - 課題解決型高度医療人材養成プログラム (3 億円)
 - 基礎研究医養成活性化プログラム (1 億円)

※補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和元年度に実施した事後評価の結果により、令和 2 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 25 年度	博士課程教育リーディングプログラム
平成 26 年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア、インド等との大学間交流形成支援)
平成 26 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム(医師・歯科医師を対象とした人材養成)
平成 26 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム(看護師・薬剤師等のメディカルスタッフを対象とした人材養成)
平成 30 年度	未来価値創造人材育成プログラム (科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成)

- 令和元年度に実施した中間評価の結果により、令和 2 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 29 年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア、インド等との大学間交流形成支援)
平成 29 年度	成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)
平成 29 年度	多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン
平成 29 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム(病院経営支援に関する領域)
平成 29 年度	基礎研究医養成活性化プログラム

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気，ガス，水道等の経費に使用できます。なお，プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に，プログラムを遂行するために直接必要な経費として，例えば，物品等の借損及び使用にかかる経費，施設・設備使用料，広報費，振込手数料，データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等），委託費等に使用できます。

また，他の大学の機関，教員等と協力する取組について，委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお，プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会，懇親会等経費，プログラムの遂行中に発生した事故，災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費，委託費については，プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について，プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合，当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお，委託費は，原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

令和2年度 大学教育再生戦略推進費

「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」公募要領

○新旧対照表

	項目名	ページ 番号	旧	新
1	5. 選定方法等	12	7月中旬頃	9月中旬頃
2	(1) 審査手順		8月中旬頃	10月中旬頃
3	7. 申請書等の提出 (1) 提出方法	14	5月27日(水) ～5月29日(金)	7月27日(月)～7 月29日(水)
4	10. 問合せ先等 (2) スケジュール	17	5月27日(水) ～5月29日(金)	7月27日(月)～7 月29日(水)
5			7月中旬頃	9月中旬頃
6			8月中旬頃	10月中旬頃(予定)
7			9月頃(予定)	11月頃(予定)